

2 栄養関係

平成30年度末現在の「給食施設」は92,247施設となっており、そのうち「特定給食施設」は50,985施設(55.3%)で、「その他の給食施設」は41,262施設(44.7%)となっている(表3、図3)。

特定給食施設の「指定施設」は2,816施設(3.1%)となっている(図3)。

特定給食施設の種別構成割合をみると、「学校」(30.7%)が最も多く、次いで「児童福祉施設」(27.0%)、「病院」(11.1%)となっている(図4)。

表3 給食施設数の年次推移

	各年度末現在					対前年度	
	平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	増減数	増減率 (%)
	給食施設	87 702	88 645	90 419	91 002	92 247	1 245
特定給食施設	49 332	49 744	50 350	50 542	50 985	443	0.9
学校	15 884	15 769	15 766	15 772	15 631	△ 141	△ 0.9
病院	5 666	5 659	5 655	5 670	5 666	△ 4	△ 0.1
介護老人保健施設	2 761	2 811	2 823	2 865	2 853	△ 12	△ 0.4
老人福祉施設	4 474	4 672	4 753	4 832	4 899	67	1.4
児童福祉施設	11 727	12 467	13 056	13 206	13 749	543	4.1
社会福祉施設	791	791	764	764	774	10	1.3
事業所	5 735	5 607	5 551	5 492	5 495	3	0.1
寄宿舍	579	574	553	556	554	△ 2	△ 0.4
矯正施設	118	116	114	115	112	△ 3	△ 2.6
自衛隊	198	189	193	190	189	△ 1	△ 0.5
一般給食センター	411	402	396	376	367	△ 9	△ 2.4
その他	988	687	726	704	696	△ 8	△ 1.1
その他の給食施設	38 370	38 901	40 069	40 460	41 262	802	2.0

図3 特定給食施設—その他の給食施設の構成割合

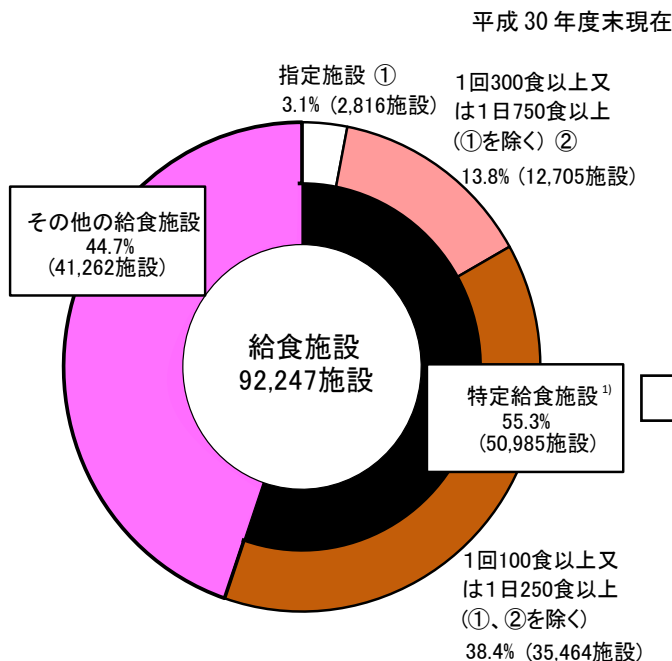
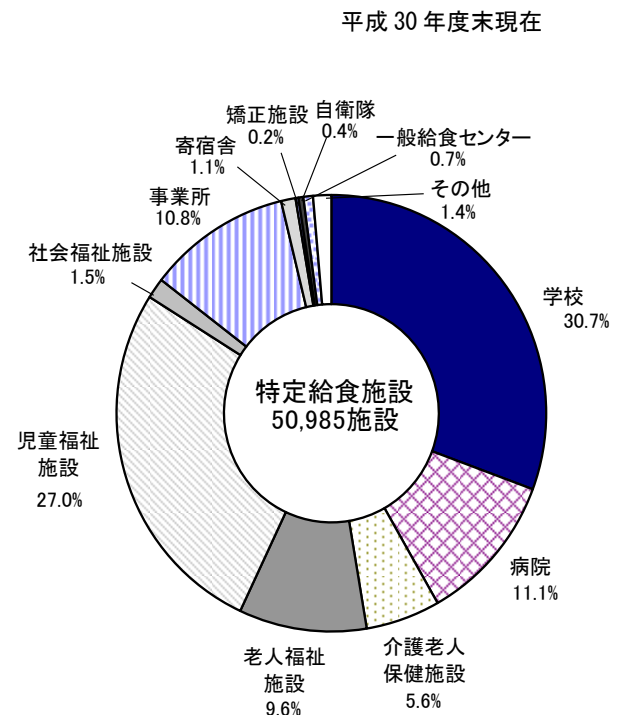


図4 特定給食施設の種別構成割合



注:1)「特定給食施設」(*)の3分類

※健康増進法第20条第1項に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

○指定施設 ①

- ・医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの
- ・上記以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するもの

○1回300食以上又は1日750食以上 (①を除く) ②

○1回100食以上又は1日250食以上 (①、②を除く)